

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年6月13日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者(65歳以上)の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等の申請 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 5. 中間サーバー ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1. 検索機能 ・被保険者番号、生年月日、住所等により検索する機能 2. 表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 3. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、生活保護情報、住民票関係情報、障害者福祉関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能 4. 情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険資格・認定・給付関係情報を提供する機能 5. 国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報、給付に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能 6. セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する権限の設定機能 ・アクセスログ取得機能等
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム

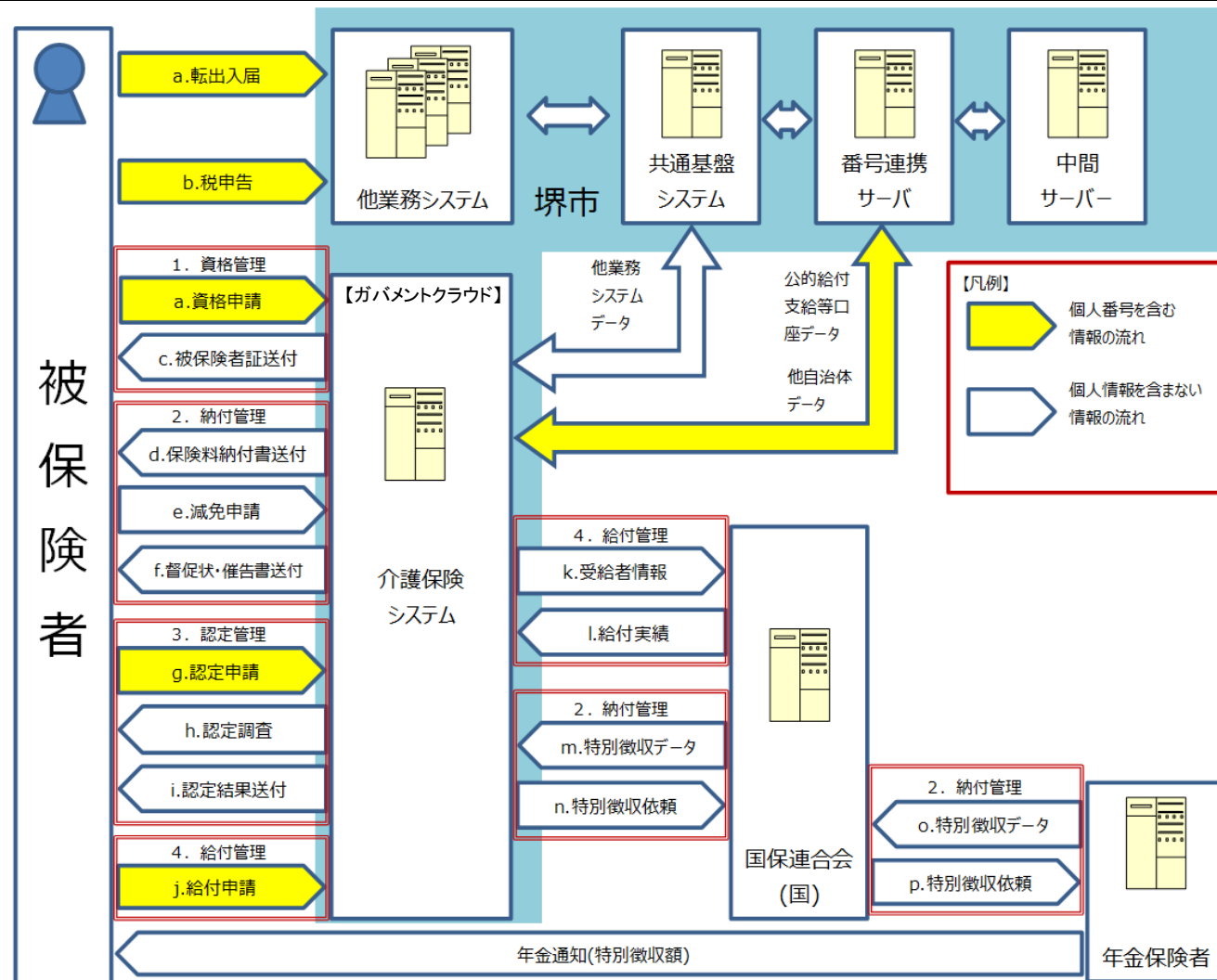
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2. ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3. ディレクトリサービス機能(Active Directory) ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。 5. 文字管理機能 ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。 6. 帳票出力機能 ・共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。 7. 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能 8. 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (連動するシステム全て)
システム3	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1. 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能。 2. 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能。 3. 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能。 4. 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住民基本台帳システムに送信する機能。 5. オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能。 6. 申請データ管理機能 ・マイナポータル・びったりサービスより申請されたデータを検索、管理、ダウンロードする機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (中間サーバー)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 ・中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び届出ができる機能。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	堺市電子申請システム
②システムの機能	1 ポータル機能 お知らせ情報・利用案内の掲載、手続情報の検索を行う機能 2 手続一覧表示機能 手続情報一覧・検索結果を表示する機能 3 申請者向け機能 ID/パスワードの登録・変更、申請手続き等を行う機能 4 職員向け機能 ユーザのログイン・停止等の管理、申請書(帳票様式)の作成・管理、受付データの管理、交付物の一括交付を行う機能 5 来庁予約機能 予約の空き状況の確認、登録、取り消しを行う機能 6 セキュリティ機能 外部から送信される添付データの無害化等を行う機能 7 システムの管理者向け機能 ユーザの登録・削除、権限の設定、ログ管理等を行う機能 8 窓口支援機能 QRコードによる事前申請データの読み取り、処理記録・関連課における手続き状況の照会を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 被保険者・要介護認定者等の把握のため。 2. 介護保険料の賦課・徴収のため。 3. 介護保険給付の管理のため。 4. 多くの対象者を正確かつ迅速に処理するには、電算システムの利用が必要不可欠であるため。
②実現が期待されるメリット	1. 被保険者・要介護認定者等への迅速かつ正確な情報提供が可能になる。 2. 被保険者・要介護(要支援)認定者等の利便性の向上につながる。 3. 事務処理の公平・公正・効率化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144の項) 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(131, 132の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿社会部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 資格管理

a. 転入等の住民記録の異動、被保険者の届出等による資格取得、死亡・転出等の異動による資格喪失の管理を行う。
c. a.の情報により、被保険者へ被保険者証を送付する。

2. 納付管理

b. 税情報申告により、保険料の賦課を行う。
d. b.の情報により、被保険者へ保険料決定通知書を送付する。
e. 被保険者の届出により、保険料を減免する。
f. 保険料の滞納がある被保険者へ督促状、催告書を送付する。
m. 年金保険者より国保連合会へ、特別徴収対象者情報等を提供する。
n. 国保連合会より、特別徴収対象者情報等を受理する。
o. 国保連合会へ、特別徴収依頼情報等を提供する。
p. 国保連合会より年金保険者へ、特別徴収依頼情報等を提供する。

3. 認定管理

g. 介護サービスの利用を希望する被保険者より認定申請書を受理する。
h. g.の情報により、認定調査を行い、認定の判定情報を収集する。
i. h.の情報により、被保険者へ要介護認定結果通知書等を送付する。

4. 給付管理

j. 被保険者の届出により、給付の各申請を受理する。
k. 国保連合会へ、受給者情報等を提供する。
l. 国保連合会より、給付実績情報等を受理する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	堺市に住所を有する被保険者、介護保険適用除外者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	長寿社会部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務運営課、国民健康保険課、医療年金課、生活援護管理課、長寿支援課、障害福祉サービス課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、日本年金機構、内閣総理大臣) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワーク、堺市電子申請システム、サービス検索・電子申請機能)	
③入手の時期・頻度	随時	
④入手に係る妥当性	・要介護認定申請など、本人又は本人の代理人等からの申請が必要な情報は、紙又はオンライン申請システムにより本人又は本人の代理人等から入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、評価実施機関の他部署で既に入手している情報は、可能な限り専用線・共通基盤システムから入手する。 ・本人等の負担の軽減のため、情報提供ネットワークシステムで入手できる情報は、可能な限り情報ネットワークシステムから入手する。 ・本人等から公金受取口座での介護給付等の受取希望が生じた都度、情報提供ネットワークシステムで公金受取口座の情報を入手する。定期的な支給を行う場合は、再度口座情報の照会を行う。 ・情報の入手の頻度は、被保険者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時となる。	
⑤本人への明示	・本人から入手する情報については、本人を通じて入手することとし、また利用目的を本人に明示する。ただし、介護保険法等、他の法令で定めがある場合は、その限りではない。 ・共通基盤システム又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭にて本人に説明を行う。	
⑥使用目的 ※	・被保険者の管理を行うため ・介護保険適用除外者の管理を行うため	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	介護保険課、各区地域福祉課、介護事業者課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・住民基本台帳や外国人登録台帳を基にして、第1号被保険者の資格の取得情報を管理する。 ・被保険者証の交付の申請をした第2号被保険者の資格の取得情報を管理する。 ・被保険者の死亡および転出などに伴う資格の喪失情報を管理する。 ・被保険者の氏名や住所の変更などに伴う資格の変更情報を管理する。 ・喪失した資格を転出の取消で回復する場合などの、資格の回復情報を管理する。 ・他市区町村の介護保険施設に入所するために転出した住所地特例者の情報を管理する。 ・資格を取得した被保険者の被保険者証を発行する。 ・適用除外施設に入所している65歳以上の住民の、施設への入所および退所に関する情報を管理する。 ・自市区町村の介護保険施設に入所するために転入した、他市区町村の被保険者に関する情報を管理する。	
	情報の突合 ※	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	国・府への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	介護保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定等の決定、負担割合証の決定 等
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	介護保険システム運用保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
①委託内容	介護保険システム運用保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用作業を適切に実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 介護保険システム運用端末による操作 ☐ その他 (堺市役所庁舎設置のサーバー内又は端末機内及びガバメントクラウド内で) の提供	
⑤委託先名の確認方法	入札結果等をホームページにて公表	
⑥委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 - 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 - 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 - 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 - 全部又は大部分の再委託でないこと。
	⑨再委託事項	システム運用およびバッチ運用のオペレーション処理、リハーサル実施、障害発生時の対応支援等

委託事項3		標準準拠システムへの移行に伴うガバメントクラウド移行業務並びにデータ抽出業務並びに標準準拠システム構築業務
①委託内容		標準準拠システムへの移行に伴う現行システムのガバメントクラウドへの移行業務並びにデータ抽出業務並びに標準準拠システム構築業務を構築する業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱う委託を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムに関する調査・復旧、その他保全に関する作業において、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (堺市役所庁舎設置のサーバー内または端末機内及びガバメントクラウド内) での提供
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定後、公告を掲示し公表する。
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。
	⑨再委託事項	業務の一部
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (20) 件 [☐] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	随時
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	随時

提供先7	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先8	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先9	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

提供先11～15	
提供先11	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の128の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時
提供先20	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住所を有する被保険者および住所地特例者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時

移転先1	税務運営課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の42項に定める事務等 (地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	国民健康保険課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の44項に定める事務等 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先3	医療年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の72項に定める事務等 (国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に 関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [☒] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先4	医療年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の59項に定める事務等 (高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [☒] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先5	生活援護管理課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務等 (生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	長寿支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の50項及び51項に定める事務等 (老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務及び老人福祉法による費用の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先7	障害福祉サービス課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の67項に定める事務等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先8	生活援護管理課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の7項に定める事務等 (生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜堺市における保管場所＞ 1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-1(1)機器の取付け及び4-2(1)管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
	②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされているため。												
③消去方法		＜堺市における措置＞ 堺市情報セキュリティ対策基準要綱2(2)⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体は分解、粉碎、溶解、焼却、細断等、物理的に破壊し、確実に復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆被保険者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,
被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆受給者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前受給者要介護状態区分コード,区分変更前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆納付原簿テーブル

介護保険者番号,賦課年度,被保険者番号,納付原簿履歴通番,納付原簿入力所得区分コード,納付原簿所得区分コード,徴収方法区分コード,納付原簿調定額,納付原簿年額,納付原簿月割額,納付原簿確定保険料額,納付原簿賦課年月日,納付原簿賦課期日年月日,納付原簿通知書通知理由コード,納付原簿賦課結果コード,納付原簿前回徴収方法区分コード,納付原簿納入通知書発行年月日,納付原簿特別徴収義務者コード,納付原簿年金コード,納付原簿基礎年金番号,納付原簿回付情報各種年月日,納付原簿特別徴収依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止区分コード,納付原簿特別徴収中止事由コード,納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日,納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日,納付原簿仮徴収額変更年月日,納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日,納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日,納付原簿減免区分コード,納付原簿徴収猶予区分コード,納付原簿全期前納報奨金額,納付原簿調定取消事由コード,納付原簿調定取消年月日,納付原簿行政区コード,納付原簿政令広域コード,納付原簿更正操作者コード,納付原簿激変緩和措置フラグ,納付原簿特例標準割合適用フラグ,納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ,納付原簿更新画面の備考,仮徴収額変更の変更後所得段階X,仮徴収額変更の変更後特例(標準)割合,適用フラグ,仮徴収額変更の変更後3段階特例(標準),割合適用フラグ,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻,

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口での申請等情報入手の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか介護保険システムを用いて確認を行う。 ・申請書等は1人につき1通ずつ記載する様式として、申請書等の記載例を窓口で示すなど申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにしている。 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくことにより、対象者以外の情報を入手できないようにしている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・不必要な書類は受け取らないようにしている。もし、不必要な書類を提出された場合は返却している。 ・本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・介護保険情報の取得に関して、書面での本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、窓口での受領の際には、本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。 ・当該業務に関係のない情報を入手できないよう、システム的に制限している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類により個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑問がある場合は、既に登録された宛名情報により真正性の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聴き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・入力者、審査者、決裁者を分担して複数のチェックを行っている。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書等受付の際には、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにするとともに、不必要な大声で対応しないようにしている。また、受付時の会話が聞こえないよう、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・受付時の個人情報が記載されたメモは当該受付終了時にはカウンターから片づけ、確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は施錠可能な書庫に保管する。 ・介護保険システムは、インターネットと直接接続していない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<介護保険システムにおける措置> ・個人番号利用事務実施者以外(介護保険事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。 <統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用する業務において必要な者にのみアクセス権限を付与する。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・介護保険システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第6-2(1)、(4)及び(5)に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は3段階で実施している。介護保険システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から介護保険システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第5-4(2)及び(3)に基づき、以下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 2. 共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-2(1)に基づき、以下の対策を行っている。 1. 発行管理 所属長が業務上の必要性によりユーザ登録依頼書を電算管理者へ提出し、その依頼に基づき電算管理者が登録する。 ・ユーザID、パスワードにより認証を実施している。また、担当業務の範囲に応じ、アクセスできる情報、利用可能な機能の制限を行っている。 ・ユーザID及びパスワードの取扱いについて、堺市介護保険システムに関する情報セキュリティ実施手順にてルールを定めている。 <共通基盤システムにおける管理> ・共通基盤システムにおいて、所属長がICTイノベーション推進室に依頼を行い、ICTイノベーション推進室に必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 ・連携機能については、データ連携開始時にICTイノベーション推進室の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 ・オンライン機能については、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼を行い、ICTイノベーション推進室に必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 2. 失効管理 ・利用者抹消（異動、出向、退職等）に伴うユーザIDの取扱い等について、介護保険システムに関する情報セキュリティ実施手順にそのルールを定めている。 ・ユーザ権限を適切に失効させるため、定期的に人事異動情報の提供を受け、定期的にユーザIDの失効事務を行っている。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効させている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsログインに係るアクセス権限の失効管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、退職職員に関しては、人事課から月次で情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ・異動職員に対しては、大量異動が行われる年度初めに、全てのIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。 <統合利用番号連携サーバー> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。 ・連携機能については、連携終了時に、情報化推進課の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-2(1)に基づき、以下の対策を行っている。 ・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検を行っている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 ・オンライン機能については、利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第6-1(8)に基づき、以下の対策を行っている。 ・介護保険システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など ・アクセス記録は、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分を媒体で管理する。 ・アクセス記録はディスク上に保管するとともに、媒体に退避することにより、改ざん、誤消去を防止している。ディスク上のデータはあらかじめ許可された担当者以外はアクセスできないようにしている。 <共通基盤システムにおける方法> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ（いつ、どのシステムが）を取得し、一定期間保存している。 <統合利用番号連携サーバーにおける方法> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携（特定個人情報にアクセス）したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 教育・啓発 ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・年1回、各課の特定個人情報取扱者を対象に、法令・ガイドライン等の必要な基本事項について学習し、特定個人情報の保護に関する意識を高めることを目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報漏えいの防止などを目的とした人的セキュリティに係る研修を実施している。 ・他市町村等での個人情報の漏えい等に関する事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 3. その他の措置 ・委託業務の従業者については、契約時に当該業務従事者全員から秘密の保持に関する誓約書、委託事業者からセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書等の提出を義務付けている。業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をする。 ・介護保険システムにおいては、業務によって権限のグループを設けており、グループ毎に処理可能なメニューのみを表示することで、必要な処理以外は利用できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<人的措置> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号による罰則が規定されている。 <サーバ> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている電算機室での作業に限定されている。 ・電算機室は常時監視カメラによる監視を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・データ出力については、業務上必要なユーザのみ許可するものとし、出力に際しては、誰が、いつ、どの端末から、どのファイルを取得したかを記録する。
- ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。
- ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。
- ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・委託調達仕様書において、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」等を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ・契約時には、必要に応じ個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書の提出を義務付けている。
--------------------	---

具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し保管する。
-----------------	--

具体的な方法	・端末の操作ログを全て記録し、7年間保管している。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・端末へのログイン記録を取得し、7年間保管している。
--------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 - 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 - 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 - 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 - 全部又は大部分の再委託でないこと。 - 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。
--	---

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<ルールの内容> 契約書において、業務委託が終了した場合、本市の指示に従い、委託業者の責任と負担において個人情報 情報を本市に返還若しくは破棄、消去しなければならない旨を規定している。 <ルール遵守の確認方法> 委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日 等を報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個 人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定め ている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保		[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する。		
その他の措置の内容		—		
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残していない]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<共通基盤システムによる情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上で行っている。 ・特定個人情報の提供・移転に関するルール（規程類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。		
その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供の防止している。 なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 -システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 -個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システムの利用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・介護保険システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システムの利用における措置＞ ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 ＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・介護保険システムは、自機関向けに中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・正しい情報を提供・移転するため、オンラインでの画面入力項目チェック、バッチ処理における入力データの単項目チェック、関連チェックを実施し、誤った情報自体混入しないようシステムにおいてチェックを行い、適正に事務運用を行う。 <介護保険システムのソフトウェアにおける措置> ・介護保険システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号（個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照）に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <介護保険システムのソフトウェアにおける措置> ・介護保険システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜各システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・介護保険システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・介護保険システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜各システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・介護保険システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・介護保険システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜各システムの運用における措置＞ ・大量データの中間サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・介護保険システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーまたは共通基盤システムを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

＜各システムの運用における措置＞

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜介護保険システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・介護保険システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・介護保険システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <堺市における措置> 1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第4-2(1)及び4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する情報システム室から外部に通じるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-4①及び5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できるロッカーへ保管し、又はセキュリティワイヤロックを導入し、盗難を防止している。 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-4②及び5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能なロッカーに保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ＜堺市における措置＞ ○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-4(2)及び6-4(3)に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-2(2)⑦に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱7-1①に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報漏洩) ・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民基本台帳システムより随時異動データを連携させることにより、最新化している。また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、手順書等に基づき、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<堺市における措置> ・地方公共団体情報システム機構の自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書に記載したとおりの運用がなされているかも確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱9-1に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者又は評価実施機関内による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 ・直近では令和2年度に実施。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・年1回、各課の特定個人情報取扱者を対象に、法令・ガイドライン等の必要な基本事項について学習し、特定個人情報の保護に関する意識を高めることを目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒処分等の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 郵便番号:590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 郵便番号:590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7513 ファクス:072-228-7853
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	堺市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	堺市個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、記載内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	I 1 ②事務の内容	なし	5. 中間サーバー を追記	事前	
平成28年10月12日	I 2 システム1 ③	[]宛名システム	[○]宛名システム	事後	
平成28年10月12日	I 2 システム2 ②	なし	7. 持ち出し制限機能 8. 生体認証機能 を追記	事後	
平成28年10月12日	I 2 システム2 ③	[]宛名システム等 []税務システム	[○]宛名システム等 [○]税務システム	事後	
平成28年10月12日	I 2 システム3 ③	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	
平成28年10月12日	I 7 ②	上野 光一	三井 節子	事後	
平成28年10月12日	II 4 委託事項2	なし	新規に記載	事前	
平成28年10月12日	II 5 移転先1, 2, 4～7 ①	番号法第9条第2項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例第3条	事後	
平成28年10月12日	II 5 移転先1 ②	番号法第9条第1項 別表第一 16に定める事 務(地方税事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例別表第2の42項に定める事務等 (地方税法(昭和25年法律第226号)その他の 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収に関する事務)	事後	
平成28年10月12日	II 5 移転先2 ②	番号法第9条第1項 別表第一 30に定める事 務等(国民健康保険事務等)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例別表第2の44項に定める事務等 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による 保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務)	事後	
平成28年10月12日	II 5 移転先4 ②	番号法第9条第1項 別表第一 59に定める事 務等(後期高齢者医療制度事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例別表第2の59項に定める事務等 (高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 5 移転先5 ②	番号法第9条第1項 別表第一 15に定める事務等(生活保護事務等)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務等(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 5 移転先6 ②	番号法第9条第1項 別表第一 41に定める事務(身体障害者手帳交付事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の50項及び511項に定める事務等(老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務及び老人福祉法による費用の徴収に関する事務)	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 5 移転先7 ②	番号法第9条第1項 別表第一 12に定める事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の67項に定める事務等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 5 移転先8	なし	新規に記載	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ. 6 ③	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行う処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は2段階で実施している。介護保険システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から介護保険システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は3段階で実施している。介護保険システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から介護保険システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	なし	・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないう講じている。	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 5 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムによる情報の移転＞ 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持ち出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑止している。 ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供の防止している。なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 6 ③	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(5)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 アクセス権限の発効・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）に規定する	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）第1項に規定する	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 アクセス権限の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）に規定している「(2)情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）第1項に規定している「(3)情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスクに対する措置の内容	2. 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第5項に	2. 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑤	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバの管理)に規定する	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバの管理)第1項に規定する	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑥ 具体的対策	<堺市における措置> 【ウイルス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <共通基盤システムにおける措置> ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	<堺市における措置> 【不正プログラム対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <共通基盤システムにおける措置> ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑨ その内容	なし	新規に記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑨ 再発防止策の内容	なし	新規に記載	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 7 その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	
平成28年10月12日	Ⅳ 1 ②	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する	事後	
平成28年10月12日	Ⅳ 2	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取または不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 7 ⑥	【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。・介護保険システムは、インターネットと接続していない。・介護保険システムサーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」	【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・介護保険システムは、インターネットと接続していない。 ・介護保険システムサーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅳ 1 ②	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 移転先6	高齢施策推進課	地域包括ケア推進課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 移転先1	市民税管理課	税務運営課	事後	
平成30年4月1日	Ⅳ 1 ①	平成28年10月7日	平成30年4月1日	事後	
平成30年8月27日	Ⅰ 7 ②	三井 節子	介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ 1 ①	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ① 入手元	市民税管理課	税務運営課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ① 入手元	保険年金管理課	国民健康保険課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ① 入手元	保険徴収医療課	医療年金課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ① 入手元	高齢施策推進課	長寿支援課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ① 入手元	障害者支援課	障害福祉サービス課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 3 ② 入手方法 その他	(住民基本台帳ネットワーク)	堺市電子申請システム、サービス検索・電子申請機能を追記	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 5 提供・移転の有無	提供を行っている29件、移転を行っている7件	提供を行っている20件、移転を行っている8件	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 移転先6	地域包括ケア推進課	長寿支援課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 移転先7	障害者支援課	障害福祉サービス課	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ 7 請求先、Ⅴ①	広報部	広報戦略部	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 4 委託事項1、①	介護保険システム維持保守業務	介護保険システム運用保守業務	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 5 提供先1～20①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月11日	Ⅰ 2	なし	システム5、6追記	事前	
令和3年10月11日	Ⅱ 3 ②その他	住民基本台帳ネットワーク	住民基本台帳ネットワーク、堺市電子申請システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年10月11日	Ⅱ 3 ④	紙による	紙又はオンライン申請システムにより	事前	
令和3年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報が漏洩)	事後	
令和3年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。 【以下略】	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがいないことの確認を徹底した。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	(別添1)事務の内容フロー図	フロー図に公的給付支給等口座データを追加	他自治体データ、公的給付支給等口座データ	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ 3 ①入手元	行政機関・独立行政法人等の欄に内閣総理大臣を追加	行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、日本年金機構、内閣総理大臣)	事前	
令和4年9月30日	Ⅱ 3 ②入手方法	入手方法に情報提供ネットワークシステムを追加	紙、電子記録媒体、フラッシュメモリ、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワーク、堺市電子申請システム、サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ 3 ④入手に係る妥当性	公金受取口座情報の入手方法を追加	本人等が公金受取口座での介護給付等の受取希望が生じた都度、情報提供ネットワークシステムで公金受取口座の情報を入手する。定期的な支給を行う場合は、再度口座情報の照会を行う。	事前	
令和4年9月30日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	情報化推進室	ICTイノベーション推進室	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ 基本情報システム3 統合利用番号連携サーバー②システムの機能		6. 申請データ管理機能を追加	事前	
令和7年6月13日	Ⅰ 基本情報(別添1)事務内容	介護保険システム	【ガバメントクラウド】介護保険システム		
令和7年6月13日	Ⅱ ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託事項3 追記		
令和7年6月13日	Ⅱ ファイルの概要6 特定個人情報の保管・消去①保管場所※	なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	Ⅱ ファイルの概要6特定個人情報 情報の保管・消去③消去方法	なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
令和7年6月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7特定個人情報 の保管・消去⑤物理的対策	なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7特定個人情報の保管・消去⑥技術的対策	なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。) 又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
令和7年6月13日	Ⅳ その他のリスク対策1 監査②監査	なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	IV その他のリスク対策3その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		